

1	監査の対象	指定管理者 管理施設	公益財団法人小松市まちづくり市民財団 小松運動公園末広体育館他9体育施設 (末広体育館、末広野球場、末広陸上競技場、末広相撲場、末広屋内相撲場、末広テニスコート、末広幼児プール、安宅海浜公園、小松市念仏林グラウンド、梯川ボートハウス)
		所管課	交流推進部 スポーツ育成課

小松運動公園末広体育館他 9 体育施設は、今回が初めての監査であることから監査対象とした。

3 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

4 監査実施日 令和5年9月27日

5 監査実施場所 末広体育館

令和４年度の小松運動公園末広体育館他９体育施設管理運営費にかかる出納、
その他の事務事業の執行状況

7 監査の実施体制 監査委員 表 靖二

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の閲覧、帳簿突合、質問及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は末広体育館において、公益財団法人小松市まちづくり市民財団関係職員並びに所管課である交流推進部長ほかスポーツ育成課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行なわれているか。

- (2) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
- (3) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

10 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、監査を実施した範囲においておおむね良好に執行がなされていると認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

11 監査の結果に添える意見

<小松市まちづくり市民財団・スポーツ育成課>

市が財団へ指定管理委託している施設は今回監査対象の 10 のスポーツ施設の他、文化施設等も含め 24 施設に上り、さらに施設の老朽化や人手不足が課題となる中、多数の施設の実態を把握し効率的な施設管理をするには、I T の活用が不可欠である。

今後は、I T 活用による事務効率化を図るだけでなく、情報の一元管理による施設ごとの収支分析などをはじめ、キャッシュレスサービスの利用促進などの利用者の利便性向上にも努められたい。